

第5節 自立し、いきいき暮らせる障がい者福祉の充実を図る

■現状と課題

現在、障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション[※]」の理念に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることが求められています。

障がい者の生活を支援するために、サービス提供体制の充実とともに、障がい者の主体性が尊重され利用者自らが福祉サービスを選択できる新しいサービス利用の仕組みとして、平成15年度から支援費制度が導入されました。さらに、障害の種別にかかわらず福祉サービスの安定的な利用を可能にするべく、障害保健福祉施策の各種の抜本的な改革を行う障害者自立支援法が制定され、平成18年4月から施行されました。

本市においても、障がい者の福祉増進と自立支援の推進を柱に「障がい者が自立し、いきいきと暮らせるまちづくり」「障がい者とともに暮らし、

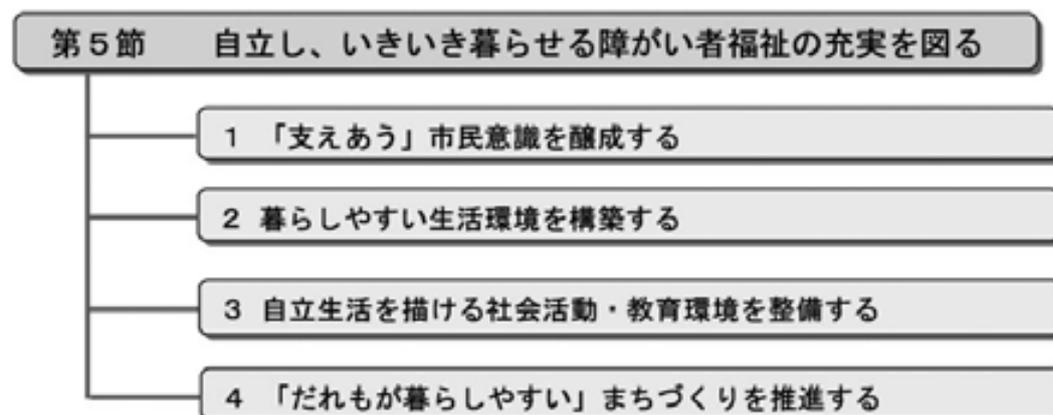
支えあうまちづくり」を計画的に推進する必要があります。

本市に在住する障がい者数は、平成18年3月末では、約7,000人、総人口の約4%となっています。

障がい者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、支えあうための広報・啓発活動や、ボランティア活動の促進など、市民意識の醸成に努めるとともに、安心して暮らすために必要な情報提供、相談体制、さらには自立へ向けた就労支援など、生活支援体制の構築に取り組む必要があります。

また、日常の動作等の身体状態に応じた住宅の改良や、公共施設のバリアフリー化などとともに、ユニバーサルデザイン[※]の推進により、だれもが暮らしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

■施策の体系



1 「支えあう」市民意識を醸成する

■市民とともに目指すまちの姿

障害についての正しい知識や理解を深め、地域でともに暮らす障がい者を「支えあう」意識を持っています。

■役割分担

【市の役割】

「支えあう」市民意識の醸成と、地域でともに暮らすまちづくりを推進します。

【市民に期待する役割】

障害への理解・知識を深め地域での見守りやボランティアへの参加など、支えあう意識を持ちます。

■まちづくり指標

まちづくり指標名（単位）	説明	現状値	5年後の目標値	10年後の目標値
障がい者に関するボランティア活動へ参加している人の割合（％）	平成18年3月1日現在 担当：障害福祉課	7.1	20.0	30.0

■施策の展開

◆啓発活動・福祉教育の推進

- 障害についての正しい知識や理解を深め、地域でともに暮らす障がい者との心の隔たりを埋めるための広報・啓発活動に取り組み、声を掛け合うなど、障がい者を「支えあう」市民意識の醸成に努めます。

◆地域交流、ボランティアの振興

- ボランティア活動を促進するとともに、地域でふれあう機会や、地域での支援体制の整備・充実を図ります。

◆人権、権利擁護の推進

- 生活のさまざまな機会障害にかかわらず、本来あるべき権利を侵害されないことのないよう、成年後見制度の利用支援などによる権利擁護に努め、安心した暮らしのできる地域社会づくりを推進します。

2 暮らしやすい生活環境を構築する

■市民とともに目指すまちの姿

障害の状況に応じた暮らしやすい生活支援が図られています。

■役割分担

【市の役割】

障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らすための保健・医療・生活支援・相談体制を充実します。

【市民に期待する役割】

障がい者との交流を活発にし、気軽に何でも相談できる地域づくりに努めます。

■まちづくり指標

まちづくり指標名（単位）	説明	現状値	5年後の目標値	10年後の目標値
暮らしに関する障がい者の満足度（％）	平成18年障害者福祉アンケート調査実績 担当：障害福祉課	35.9	50.0	70.0

■施策の展開

◆情報提供・相談体制の充実

- 障害の種類や状況にかかわらず、すべての障がい者が、必要な支援を受けながら、安心して暮らせる生活を実現するために、情報提供や相談できる体制の充実を図ります。

◆障害福祉・保健・医療サービスの充実

- 個人のその時々々の心身の状況に応じ継続した福祉・保健・医療に関する、さまざまなサービスが受けられるよう質・量的な充実を図ります。

◆地域生活移行と生活環境整備の推進

- 施設や社会的入院から地域へ、暮らしの場の移行を支援するとともに、自立へ向けた生活支援体制の構築や生活環境の整備に努めます。

3 自立生活を描ける社会活動・教育環境を整備する

■市民とともに目指すまちの姿

障がい者が、自立生活を描ける社会活動・教育活動の支援体制が整っています。

■役割分担

【市の役割】

自立した生活が描ける環境を構築します。

【市民に期待する役割】

障害の有無にかかわらず、ともに活動し、交流する地域づくりに取り組みます。

■まちづくり指標

まちづくり指標名（単位）	説明	現状値	5年後の目標値	10年後の目標値
法定雇用率（1.8%）が適用される企業の障がい者雇用の割合（%）	平成18年6月1日現在（石巻管内） 担当：障害福祉課	1.29	1.80	2.50

■施策の展開

◆就労移行の推進

- 個人の適性と能力に応じた多様な働く場が確保されるよう、関係機関と連携し条件整備に努めるとともに、福祉施設利用者がさまざまな訓練や支援を通じて、「働く」ことへの意欲が持て、就労へのアプローチのできる支援体制を構築します。

◆保育・教育環境の充実

- 障がいのある子どもたちが、将来への可能性を広げられるよう保育や教育の環境を整備します。

◆スポーツ・文化活動の推進

- スポーツ・文化・レクリエーション活動を通じて地域とふれあい、社会参加や生きがいがづくりなど、自らの生活を描く機会が広がるよう、必要な支援と環境整備に努めます。



4 「だれもが暮らしやすい」まちづくりを推進する

■市民とともに目指すまちの姿

ユニバーサルデザイン®の意識浸透を図り、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進しています。

■役割分担

【市の役割】

生活の質の向上を目指す施策を展開します。

【市民に期待する役割】

日常生活の中で困っている障がい者への気配りに努めます。

■まちづくり指標

まちづくり指標名（単位）	説明	現状値	5年後の目標値	10年後の目標値
生活環境におけるバリアフリーの状況に関する満足度（％）	平成18年障害者福祉アンケート調査実績 担当：障害福祉課	18.1	30.0	50.0

■施策の展開

◆バリアフリーのまちづくりの推進

- 道路の段差など物理的なバリアの解消に努め、障がい者の利用性の向上に配慮した生活環境の整備を推進します。

◆移動支援の充実

- 障害の程度にかかわらず、行きたいところへ外出できるよう、在宅の障がい者などの移動支援に取り組みます。

◆公共施設のバリアフリー化の推進

- 子どもから高齢者まで障がい者が、どの公共施設においても、安全で、安心して利用できるよう施設のバリアフリー化に取り組みます。

第6節 日常の身近な安全性を高める

■現状と課題

高齢化の進展とともに、高齢者が当事者となる交通事故が増加しています。交通事故の防止のためには、交通規制や取締りの強化に加え、交通安全指導隊を中心とした活動などにより市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、安全・安心に通行できる道路環境の形成が必要となっています。

平成19年4月には、大橋地区に消防本部が新築移転され、消防体制の充実が図られていますが、火災、事故、急病などに伴う消防活動の増加や到着までの時間を要する地区が存在していることから、消防・救急のための車両や機械器具の計画的整備、消防団の活性化を図り、さらなる消防体制の充実強化に取り組む必要があります。

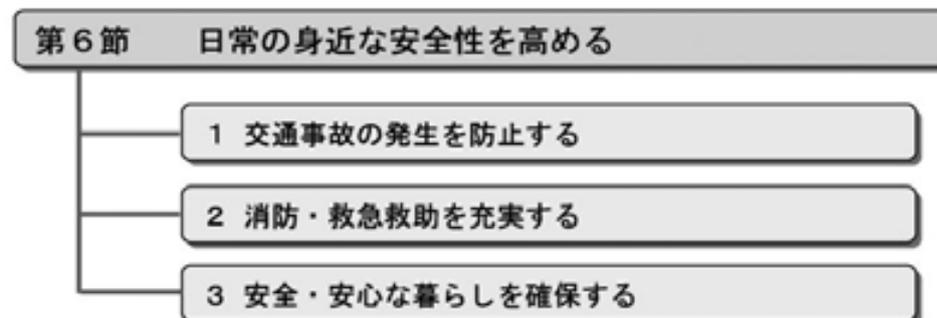
また、市民に対しては、救命講習会の開催などを通じて、応急救護などの知識の普及に取り組む必要があります。

近年は、犯罪件数の増加とともに、悪質、巧妙化してきています。そのため、犯罪が発生しにくい安全で安心なまちを実現するために、防犯協会連合会を中心に、警察等関係機関との連携を図りながら、市民一人ひとりの防犯意識の高揚や地域における見回り活動などの自主的な防犯活動を促進する必要があります。

また、離島においては、夏場に多くの観光客が訪れ、事故や事件の発生が心配されることから、防犯体制の整備に努める必要があります。

経済の規制緩和やグローバル化、インターネットの急激な普及などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、悪質な販売業者など、消費にかかわる問題が多様化しています。そのため、消費生活相談機能を充実し、消費者の安全を確保するための情報発信や取組みが必要となっています。

■施策の体系



1 交通事故の発生を防止する

■市民とともに目指すまちの姿

一人ひとりの交通安全意識が高くなっているとともに、交通安全施設が充実し、だれもが安心して暮らせる環境が整っています。

■役割分担

【市の役割】

交通安全意識の醸成と交通安全施設を充実します。

【市民に期待する役割】

交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めます。

■まちづくり指標

まちづくり指標名（単位）	説明	現状値	5年後の目標値	10年後の目標値
交通事故の発生件数（件）	平成18年石巻警察署・河北警察署へ届け出のあった事故件数 担当：防災対策課	4,201	3,781	3,403

■施策の展開

◆交通安全の推進

- 交通安全運動の展開による市民の交通安全意識の高揚と交通マナーの醸成を図ります。
- 交通安全指導隊の人員確保と資質の向上に努めます。
- 飲食店も含めた一体的な運動を展開し、飲酒運転根絶を図ります。
- 幼稚園、小・中学校で実施している交通安全教室において、歩行の仕方や自転車の乗り方等について指導し、交通安全に対する意識の高揚やマナー向上を図ります。
- 高齢者を対象とした交通安全研修会等を開催し、交通安全の意識の高揚と反射材普及等による、交通事故防止に努めます。
- 道路反射鏡や道路照明灯などの交通安全施設の整備を計画的に推進します。

2 消防・救急救助を充実する

■市民とともに目指すまちの姿

消防施設や救急設備等の充実が図られ、企業や市民の積極的な協力による、消防・救急に対する体制が整っています。

■役割分担

【市の役割】

消防施設及び消防体制の充実、市民に対する防火意識の啓発に取り組みます。

【市民に期待する役割】

防災訓練や救命講習会などへ参加し、防火や救急の協力に対する意識を持ちます。

■まちづくり指標

まちづくり指標名（単位）	説明	現状値	5年後の目標値	10年後の目標値
消防・救急体制の整備に関する満足度（％）	平成17年総合計画策定のための市民意識調査実績 担当：防災対策課	75.5	80.0	85.0

■施策の展開

◆消防体制の充実

- 消火栓や防火水槽（耐震性貯水槽）などの消防水利及び消防車両の計画的な整備により消防力を充実します。
- 地域における消防・防災の担い手としての消防団員の確保及び処遇改善などを通じて、消防団の活性化を図るとともに、消防団施設を計画的に整備します。
- 消防体制の充実・強化を推進し、市民の防火意識の高揚により火災の未然防止に努めます。

◆救急対策の推進

- 救急車両や救急用資機材を充実するとともに、救命率の向上を目指し、救急隊員の教育訓練の充実や救急救命士の養成に取り組みます。
- 市民に対して、救命講習会の開催などを通じて応急救護や自動体外式除細動器（AED）の知識や技能の普及を図るとともに、公共施設への計画的な設置に取り組みます。



3 安全・安心な暮らしを確保する

■市民とともに目指すまちの姿

地域ぐるみで犯罪を未然に防ぎ、市民が安心して暮らせる体制が整っています。

■役割分担

【市の役割】

防犯及び事件の早期発見を目指した、地域や関係団体との連携を充実します。

【市民に期待する役割】

防犯に対して強い意識を持ち、地域で防犯に努めます。

■まちづくり指標

まちづくり指標名（単位）	説明	現状値	5年後の目標値	10年後の目標値
防犯対策に関する満足度（％）	平成17年総合計画策定のための市民意識調査実績 担当：市民活動推進課	49.2	60.0	70.0

■施策の展開

◆防犯対策の推進

- 犯罪の予防警戒について、警察等関係機関との連携を図りながら、防犯協会連合会を中心に、市民の防犯意識の高揚と地域安全活動を推進します。
- 防犯協会連合会の隊員数確保を図りながら、講習会などにより、さらなる資質の向上に努めます。
- 事件等事案の多い地区については、市民の安全・安心のため、交番相談員の配置など関係警察署に対して、積極的に働きかけます。
- 離島住民の安全な暮らしを確保するため、警察官の常駐や巡回強化の働きかけを行うとともに、住民による防犯組織の確立を支援します。
- 不審者から子どもを守るため、「子ども110番の家」の充実や地域パトロール、登下校時の見守り等の「地域の子どもは地域で守る」運動をさらに推進強化します。

◆消費者保護の推進

- 消費についての正しい知識の普及や商品調査を行うとともに、商取引の公正化を図りながら、消費者の保護と利益の擁護に取り組みます。
- 近年ますます複雑化・こわかつ化する消費者問題や多重債務問題に対して、迅速かつ適切に対応できる相談機能の充実に努めます。

第7節 災害に対する備えを充実する

■現状と課題

本市は、昭和53年の宮城県沖地震や平成15年の宮城県北部連続地震などの大きな地震により、急傾斜地の崩壊や家屋の倒壊などの被害が発生しています。沿岸部においては、リアス式海岸となっていることから、津波や高潮の被害を受けやすく、昭和35年のチリ地震津波では大きな被害を受けています。また、市内には北上川が流れ、台風や集中豪雨による水害が発生しています。さらに、今後、宮城県沖を震源とする大規模な地震が発生した場合には、著しい被害が生ずる恐れのある地域として、国により地震防災対策推進地域に指定されています。

これまでさまざまな地域防災能力の向上のための施策の推進に努めていますが、今後も木造住宅の耐震診断や危険度の高いブロック塀改修などの地震対策とともに、津波や高潮、治山などあらゆる災害への減災対策が必要となっています。

なお、旧北上川河口の市街地には、いまだ無堤地区が残されていることから、市街地整備と一体となった整備促進を図る必要があります。

また、本市には原子力発電所が立地していることから、関係機関の連携の下で、しっかりとした監視体制による安全確保に努めるとともに、緊急時の避難体制の整備に努める必要があります。

市内には公園や学校など287か所の避難場所が指定されていますが、避難施設（小中学校や高校など）の充実や、災害時などの地域の防災拠点

における資機材の整備、ライフライン（電気・水道・ガス）の確保、情報が確実に市民へ伝わる体制の強化のための防災無線の整備や運用の検討などにより、災害時の円滑な応急活動が実施できる体制の充実を図る必要があります。

また、避難施設に生活必需品などの防災備蓄を推進するほか、関係企業等と生活必需品の提供に関する協定締結の推進などにより、災害時における生活救援物資の確保に取り組む必要があります。

さらに、武力攻撃事態等が発生した場合における危機管理体制の整備が求められていることから、住民の生命、身体及び財産の保護、また、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処など、的確かつ迅速な実施体制を整備する必要があります。

今後、宮城県沖地震が高い確率で発生すると予測されていますが、防災に対する家庭での安全の意識や地域における助け合いの意識が、市民に十分に浸透していないため、今後さらに取り組むべき災害対応として、行政のハード、ソフト面における対策の充実に加え、早急に市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。

特に、災害時における高齢者や障がい者等（災害時要援護者）の避難支援を円滑に行うために、町内会や自主防災組織を中心とした支援体制として、防災ネットワークを充実する必要があります。

■施策の体系

第7節 災害に対する備えを充実する

- 1 自然災害による被害を軽減する
- 2 原子力発電所への監視体制を強化する
- 3 防災意識の向上と円滑な避難体制をつくる

1 自然災害による被害を軽減する

■市民とともに目指すまちの姿

地震やあらゆる自然災害における被害を最小限に抑える対策が講じられています。

■役割分担

【市の役割】

地震対策や自然災害などの被害の軽減に取り組みます。

【市民に期待する役割】

建物の耐震性強化や耐火性など、安全性を確認します。

■まちづくり指標

まちづくり指標名（単位）	説明	現状値	5年後の目標値	10年後の目標値
地震や水害に対する防災体制づくりに関する満足度（%）	平成17年総合計画策定のための市民意識調査実績 担当：防災対策課	45.1	60.0	75.0

■施策の展開

◆地震対策の推進

- 大規模災害に備え、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事などに取り組みます。
- 災害時の避難に備え、避難路に面した倒壊の危険度の高いブロック塀等の改修を推進します。
- 倒壊の危険度の高い公共施設の解体や耐震診断及び耐震補強などに取り組みます。

◆津波・高潮対策の推進

- 国、県など関係機関との連携を強化するとともに、離岸堤の設置や護岸施設の整備を推進します。
- 下水路や側溝等に逆流防止装置の設置など、さまざまな防災対策の検討を行うとともに、頻繁に冠水する路線における交通の安全確保などに努めます。
- 高台等のない沿岸部において、津波に対する耐力度がある建物を津波避難ビルに指定し、避難場所の確保に努めるとともに、避難場所への誘導看板の設置を推進します。

◆水害対策の推進

- 雨水幹線及び排水ポンプ場施設の重点的な整備を推進するとともに、現有施設の機能維持に努め、国、県などの関係機関との連携を強化しながら浸水の防除を図ります。
- 市街地密集部での無堤地区については、市街地整備と一体となった河川改修の促進を図ります。

◆治山対策の促進

- 地域住民や各関係機関との協力の下に急傾斜地の指定を行うとともに、斜面崩壊に伴う災害の未然防止に取り組みます。

2 原子力発電所への監視体制を強化する

■市民とともに目指すまちの姿

市民の原子力発電所への認識が深まるとともに、安全対策への監視体制が整っています。

■役割分担

【市の役割】

原子力発電所の安全対策への監視体制の強化及び避難、誘導対策を確立します。

【市民に期待する役割】

原子力発電所立地市としての認識を深め、安全性に対する関心を高めます。

■まちづくり指標

まちづくり指標名（単位）	説明	現状値	5年後の目標値	10年後の目標値
原子力発電所の安全対策と情報公開に関する満足度（％）	平成17年総合計画策定のための市民意識調査実績 担当：防災対策課	36.4	45.0	60.0

■施策の展開

◆原子力発電所の安全対策の推進

- 「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定」に基づく、環境放射能や温排水の監視はもとより、必要に応じ発電所の立ち入り調査を実施するなど、発電所に対する監視体制の強化に努めます。
- 有事の際の対応に向けて、原子力防災訓練の内容の充実を図るとともに、防災関係機関との連携を強化し、通報連絡や避難誘導體制等防災体制の確立に努めます。
- 市民に対して女川原子力発電所に関する情報を提供するとともに、原子力防災知識の啓発に努めます。



3 防災意識の向上と円滑な避難体制をつくる

■市民とともに目指すまちの姿

危機管理の体制や災害時における避難、救援の場となる拠点が整備され、市民が安心して暮らせる環境が整っています。

■役割分担

【市の役割】

避難場所の整備充実のほか、防災情報の伝達や被災者対策への迅速な対応に取り組みます。

【市民に期待する役割】

防災訓練への参加のほか、避難場所、避難経路や隣近所での協力体制を確認します。

■まちづくり指標

まちづくり指標名（単位）	説明	現状値	5年後の目標値	10年後の目標値
自主防災会組織の設置割合（%）	平成18年12月末現在 担当：防災対策課	60	80	100

■施策の展開

◆総合的な防災体制の強化

- 市民・事業者・関係機関・行政の連携による総合的な防災体制の強化を図るとともに、災害時の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、災害ボランティア受入れの基盤整備や防災関係機関との連携強化などに努めます。
- 災害時医療体制の整備を推進し、救助・救急活動や医療救護体制の確立を図ります。

◆防災施設・設備の機能の充実

- 避難場所については、高齢者や障がい者にも配慮した整備を充実し、生活必需品などの防災備蓄を推進します。
- 防災行政無線のデジタル化や統合化等を推進し、異常気象や地震による津波など災害発生のおそれがある情報が、迅速かつ確実に市民へ伝わる体制の整備に努めます。

◆防災ネットワークの構築

- 地域の協力の下、全地区に防災ネットワークをはじめとする災害時の要援護者避難支援体制を構築します。
- 災害時要援護者情報の共有化に努めます。

◆市民の防災意識の向上

- 防災対策に関する積極的な広報や、効果的な防災訓練等を通じて、市民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、自主防災組織の育成に努めて、災害に強いまちづくり、人づくりに努めます。

◆自主防災組織の育成

- 自主防災組織結成や防災マップ作成支援など、地域の安全対策を推進します。

◆武力攻撃事態等への対応

- 住民の生命、身体及び財産の保護、また、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処など、的確かつ迅速な実施体制の整備に取り組みます。